

# 「自主改革」か「清算」か

—東ベルリン・フンボルト大学のその後、一つの間報告—

南 守 夫

はじめに)「人間的に本質的なこと」

ドイツ統一の日、ヴァイツゼッカー大統領は「我々の統一は誰にも強いことなく、平和的に合意された。それは諸民族の自由と我々の大陸の新しい平和秩序を目標とする全ヨーロッパ規模の歴史的過程の一部である。この目標に我々は役立ちたい。そのために我々の統一は捧げられている。」と述べ、ドイツ統一がヨーロッパの平和な統合への一つの契機となること、「ドイツのすべての国境は、隣人への架け橋となる」ことを望むと語り、理想主義的な、例によって格調の高い演説を行った。その演説の中には、また旧東ドイツの人々のことについて触れた次のような一節があった。

「ドイツ民主共和国 (DDR) から見れば、統一の瞬間、一方における困窮と他方における裕福が会う。しかしもし我々が東と西の間で失敗した存在と成功した存在として、あるいはさらに悪と善として出会うと思ひ込むとするなら、それは非人間的であるし、また馬鹿気でもいるだろう。成功か失敗かを分けるのは体制であって、人間ではない。…それぞれの人生にはそれぞれの意味と尊さがある。人生のどのひとこまも無駄ではない、苦難のうちにあった場合はとりわけそうである。DDR のドイツ人たちは極めて困難な条件のもとで人間的に本質的なことを成し遂げた。それが統一されたドイツの本質の一部となることを我々は願うばかりである。」

ドイツの外においても、内においても、対立ではなく融和が進むべきことを、統一ドイツの統合の象徴として大統領は美しいことばで語った。

統一後、さまざまな分野の具体的な統合の場面で、統一の現実の姿が現

れてきている。それが、あの大統領の演説で期待されたものと重なり合うのか、背くものなのか。特に旧東ドイツの人々は生活や労働のなかで、日々問い直している。そうした具体的な統合の一場面として、大学の再編の在り方の問題がある。筆者は東ベルリンのフンボルト大学に1987年秋から1988年秋までの1年間、旧東ドイツ政府の奨学生として籍を置き、ドイツ文学科で学んだ。その後89年から92年にかけて、毎年短期間訪れた際に、大学当局や裁判所、教員組合、知り合いの教員たちなどを通して、この間の大学改革に関する資料をいくらか入手した。それらに基づいて、この旧東ドイツ最大の大学の統一後一年余の期間における改革または解体・再編の様子を、ベルリン州政府による社会科学系諸学部を中心とした「清算」(ABWICKLUNG) 処置とそれに抗議して大学が起こした裁判の経過、及び自主的な改革の試みの一例としてドイツ文学科の「政治的紛争糾明委員会」のを中心、フンボルト大学の人々の視点から、一つの間報告としてスケッチする。

フンボルト大学ほど時代の政治的な変動の中で揺れ動いた(今も、動いている)大学もそう多くはないだろう。周知のように前身は1810年に創設されたベルリン大学で、創立の中心となった哲学者ヴィルヘルム・フンボルト、学長を勤めたフィヒテやヘーゲル、そしてマックス・プランクや、ロベルト・コッホその他27名のノーベル賞受賞者、学生としてハイネ、マルクス、そしてビスマルクなど、数多くの著名な人物がおり、近代ドイツの学術の一つの中心として、名声を博した。百年ほど前、鷗外が学んだことも知られている(医学部のそばにある鷗外の下宿は今も保存されており、数年前からフンボルト大の日本学科がその建物に入っている)。

ナチ時代には政治的および人種的理由で250名を越える教員が追放され(全体の約30%、A. アインシュタインもその一人である)、また抵抗運動のために処刑された教員・学生たちもいる。生物学科の女子学生リロ・ヘルマン、「ローテ・カペレ」グループのハルナック博士夫妻など、十数名の名はいまも中庭の記念碑に刻まれている。そして、「ヒトラー独裁に抵

抗した犠牲者たちに「あなたたちの死は私たちにとって義務である」という碑文が刻まれている。

戦後は東西分裂に伴って大学自体も東西に分裂し（西ベルリンに1948年ベルリン自由大学が創立された）、フンボルト大学は東ドイツの「社会主義」国家において最大の規模を持ち（90/91年現在、30近い学部、教員約4千名、学生約2万名、事務職員約7千名）、国家的な要請をうけた研究・教育の中心となってきた。そして統一後の現在、この大学は解体と再編の渦中に再び投げ込まれているのである。

## I. 「政治的紛争糾明委員会」

フンボルト大学のドイツ文学科内に1989年秋の変革後、「政治的紛争糾明委員会」が設けられた。それは、東ドイツの公安警察と大学の関係など、政治的な介入による大学内の不当な人事などを解明し、自分たちの手で糾すためのものである。90年6月に出された報告では、1983年当時から反政府運動と関係していたある助手が公安警察の介入などによって学科を追われた事件について報告している。この報告は、東ドイツという一つの社会主義国家における国家権力および政権党による大学の自治の侵害の例として、その具体的な経過が詳細に報告されていること、体制批判的なDDRの若い詩人たちとその若い研究者、および教会との連帯の姿、そしてそれに対する国家、とくにStasi（東ドイツの公安警察の俗称）によるその抑圧の経過は、崩壊へと至るDDRの歴史の一つの典型的なひとこまとして、またDDR文学史の最終章の一端を垣間見せるものとして、資料的に興味深い。またSED政権の崩壊後、統一以前に東ドイツの大学人自身によって政治的介入の歴史の解明と、自らの責任糾明の真摯な努力がなされていたことの一つの実例でもある。以下にその主要な部分を訳出する。（〔 〕内は訳者による。）

### 「学科評議会への調査結果報告」

「ドイツ文学科における政治的紛争糾明」委員会は、1986年夏に我々の

学科から Peter B. を追放することになった諸経過を再構成するために、Peter B. の以前のゼミナールおよび学科内の種々の指導機関（国家の指導部、SED と FDJ の基礎組織の指導部）に属していた証人を招いて、90年5月7日および21日の二度公式の会合を持った。我々の招待に応じて二度目の会合に参加した Peter B. および当時の諸経過について証言でき、かつその意思のある同僚たちからなる前述の人々との対話の中から以下のような事件の経過が明らかになった。

[大学院への受入れ妨害]

Peter B. は1983年に優秀の評価を受けた学部卒業論文の指導教官である H. 教授によって研究科への受入れを提案された。FDJ 基礎支部の指導部におけるこの提案についての討論では大きな意見の対立があった。なぜなら Peter B. は「大変才能はあるが、[政治的] 原則に忠実でない」学生という評判を得ていたからである。そして、討論結果はわずかの差で受入れ拒否となった。ゼミナールグループは FDJ 書記代理としての Thomas M. によってこの決定を1983年11月の集会で明らかにされた。この際次ぎのような理由付がおこなわれた、すなわち、FDJ 基礎支部の指導部を引き受けることを Peter B. が数度にわたって拒否したことは、「研究科への受入れのための十分に根拠のある社会的な前提条件をみたしているとは思われない」と。Peter B. が科学アカデミーにおいて研究助手として採用されるための F. 教授の尽力は R. 教授と Peter B. との話し合いで Peter B. が科学アカデミーの民間戦闘隊へ参加しなければならないことに拒否反応を示したために成功しなかった。Peter B. は1984年の卒業論文口頭試問の後に我々の学科の期限付きの助手として採用された。このような場合には大学の指導部のこのような決定への FDJ の同意は必要なかったからであり、また党指導部が異議を挟まなかったからである。

[体制批判的な若い詩人たち及び教会の反体制運動との接触]

Peter B. は博士論文を準備する中で学問的関心を深めつつ、文学上の論争の中で非常に評価の分かれ、また文化行政上しばしば取締の対象となっ

ている DDR 文学の若い詩人たちの研究に向かっていった (U. Kolbe, S. Anderson, Papenfuß, Lorek, Faktor など)。かれはこれらの詩人たちとその若い読者たちによって担われていた非合法の雑誌“Der Schaden” (『損失』) の編集部と接触を持った。その編集部は1986年3月から4月にかけてかれらによって紹介された作家たちを広い読者に知らせるためのプロジェクトを計画した。それは若い造形美術家たちとの共同展という形をとるはずだった。編集部のこの企画がFDJの中央評議会および国家の文化関係諸機関によって拒絶されたとき、E. 神父と相談してそのような展示をサマリア教会の信者室で開くという考えが生まれた。ほとんど同じ頃の1986年2月にわれわれの学科においてローマ大学のイタリア人研究者と共にDDR文学講座の共同会議がH. 教授の平和研究のプロジェクトの一環としてDDR文学における発展傾向をテーマとして開かれた。そこにおいてPeter B. は最新のDDR文学における若い抒情詩人についてこの会議の中で専門家たちの一致した評価として理論的に最も質の高い報告の一つを行った。Peter B. はその報告においてDDRの公式の文学状況に対してこれらの詩人たちは「反対世論」(Gegen-Öffentlichkeit) を代表しているというテーゼを展開した。これは「DDRにおける70年代以降の文学状況の特徴としての分裂した世論 (Gespaltete Öffentlichkeit) という、より一般的な問題に注意を喚起する」ものである。専門分野におけるこの報告を受けての討論でF. 教授はこの報告を予定されているこの会議の議事録に載せるために推敲することを提案し、推敲の方向としてつぎのように述べた、すなわち、Peter B. によって提起された「世論の分裂」および「反対世論」というテーゼはどの側面からみてもけっして政治的に表面的な異端者のパターンとして解釈されるものではなく、あらゆる文学においてあらゆる時代に文学的世論の対応するさまざまな特徴をともなって見出されるような世代間の衝突および詩的な革新の過程の正常な芸術的現象として把握されること、そして、その際、そのような過程は同時に発生した損失と立場の獲得に応じて精細に評価されなければならないこと。Peter B. は今とおな

じように当時も彼の報告についての討論におけるこの異議が客観的に基礎づけることをもとめた性格のものであることを認めた。そしてかれは1986年5月に議事録の出版のために H. 教授に推敲した原稿を渡した。

#### [公安警察の監視と介入]

それに平行して彼は雑誌『損失』の編集協力者たちの求めに応じて、サマリア教会での DDR の「公認されない芸術家たち」というタイトルの展示のオープニングのスピーチを引き受ける用意があることを表明した。1986年6月1日のこの展示のオープニングのあと、国家公安警察 (Staatssicherheit) による Peter B. に対する大規模な監視が始まった。住居を出るときにあきらかにそれとわかるやりかたで監視され、二人の同僚からあるときの会話において公式に次のような警告を受けた、すなわち、彼は DDR の教会の反国家団体を支援していること、そしてこのことは現行の規定にてらしてフンボルト大学の助手の地位にふさわしくないこと、これらのことによって彼自身が反社会主義的であることが証明されていると。フンボルト大学の SED 指導部への国家公安警察からの情報に基づいて、大学の SED 指導部によって「特別の政治的事件の通報」がドイツ文学科の SED 支部の党書記および学科長に行われた。M. 教授はそれに基づいて Peter B. と話し合った。そこで、教授が Peter B. 自身の証言によれば「公正な方法」で、「冷静な雰囲気」において、Peter B. に対し明らかにしたことは、Peter B. は教会の反体制派の運動とのつながりを維持するか、または大学の研究を続けられるようにするか、のどちらかを選ばなければならないこと、そして大学の指導部としては Peter B. の研究条件の維持と彼の博士論文の完成を望んでいることである。そのような話し合いが可能になったのは SED 基礎支部の書記 Dr. H. の発言によれば、大学の SED 指導部が DDR の教会指導部と教会問題担当の国家書記との間の微妙な関係を過度に緊張させないようにこの事件の慎重な取扱いをもとめたからだった。Peter B. はこの話し合いにおいて次のような立場を表明した、すなわち、サマリア教会でこの展示を行ったことは特定の政治的計画に基づいた

反社会主義的な目的のためではなく、この展示によって追求された芸術的な世論への関心を実現するための組織的活動の一環であったにすぎないこと、そしてこのことは彼が E. 神父によって代表される政治的見解との一致を意味するものでもないこと、また、しかしまさにこの理由から彼が手を引くことによって若い芸術家たちを見捨てることをしてはならないと彼は考えていること。

#### [職場での圧迫と辞職・出国]

Peter B. はこの態度表明によって職場の雰囲気が変化していくのを感じた。彼はそれを「会話の断絶」と「双方の側での紛争解決不能」という言葉で描写した。そしてこの雰囲気は自分自身の生産的な仕事にとって堪え難いほどに強まり、かれはついに数週間後かれの方からわれわれの学科での仕事を辞職することを申し出て、DDR からの出国申請を行うに至ったのである。国家公安警察の側からの監視による神経への圧迫と並んでその決心に影響を与えたのは、彼が文芸学分野の責任者だった S. 教授によって夏の代理期間に持続的に勤務を休んだという理由で厳しく警告を受けたことである。それは S. 教授の説明によればこの政治的な事件とは何の関係もないものであり、教授は SED 党員ではない教員としてこれにはほとんど関わりあっていない、という。しかしそれは Peter B. には「いやがらせ」と受けとられた。彼の「対立的な姿勢」をさらに強めたのは、H. 教授が彼の博士論文の指導を続けることを望まなかったことである。Peter B. が H. 教授に大学への公式の通報があるまで国家公安警察との紛争について知らせずに、若い作家たちへの彼の学問的な姿勢から派生させた実際上の結果によって、H. 教授は欺かれたと感じ、また自身も困難な事態に陥ったと判断したからである。実際に1986年10月に当時の学科内の党指導部の一員として政治的に不注意な態度と規則に定められている職務上の監督義務を怠ったという理由で H. 教授に対して党による査問が行われた。

これらの諸経過の評価のための二度の委員会の会合における討論において我々は以下のような認識に達した。

### [党による大学への政治的介入の典型]

Peter B. による博士論文の中断と学科での身分放棄を導いた一連の出来事の経過は国家公安警察と大学の政治的な上層部の連携という形での機能のメカニズムを典型的に示す模範的ケースである。そこでは国家公安警察が直接に学科に姿を現わす必要もなしに、学問を内なる敵のイメージを維持するためのイデオロギー上の道具として「外から」利用しようという試みが行われたのである。学問外の目的のための学問の道具化というこのメカニズムは——この場合は体制批判的な芸術家たちと教会内の平和運動との対話を断ち、世論において彼等を孤立させるという目的のために——学問自身の政治的な無能力化をもたらし、結局ドイツ文学科が過去20年にわたり何度も陥った類似のイデオロギー上の紛争を再生産するための外的な構造とその紛争の解決のためのこのメカニズムを生み出した。世論の特別の構造がそれに本質的に関わっていた。すなわち情報の政治的な「管理」とこの情報を管理し、特定の目的のためにしか、そして部分的にしか伝達しない指導的機関の特別に高い地位である。そのようにして学科の構成員の大部分が自らの内から生まれている紛争についてほとんど知らされないようなやり方で、Peter B. に対して不当にも提起され、ほとんど吟味されない嫌疑が外から持ち込まれ学科の決定が強いられたのである。

### [特権的自由の享受と体制順応]

このようなメカニズムが機能するためのもうひとつの本質的な条件はそれによって生み出された威嚇と不安の力である。この学科におけるイデオロギー上の紛争の繰り返しは政治的な上層部において、学問的な討論の問題提起によって国家と芸術家のあいだの文化行政上の紛争があまりに頻繁に生じることを通してこの学科に政治的に危険な機関という評判を得させることになった。そしてそれにたいする反応として学科の党と大学の指導部によって一方において同僚間の雰囲気を外に向かって守るための機構をつくる努力がおこなわれ、他方においてこの国家の政治的な基本的体制に対する忠誠をしめす幻想にすぎない証明を提出し、われわれに対して繰り返



返し向けられる不信が根拠のないものであることを示そうとする努力が行われた。このことははっきりと同僚たちによって認められたところの、どこにでもあるというわけではない紛争への覚悟を外に対して学科を代表する指導部のメンバーたちに持たせることになった。しかしまたこのことは、学科に属する人々の中の相対的な学問的討論の自由という手にいれることの困難な「社会的な特権的地位」(gesellschaftliche Nische)を個々人の独断的な行為によって内側から危うくすることに対しては抑制的に働くような強制のメカニズムの内向をももたらした。この点で知っておかなければならないことは、M.教授の情報によると1969年から1970年にかけて起こったわれわれの学科のD.教授とフンボルト大学のSED指導部第二書記J. F.との対立の結果として、[党指導部に]人事管理のための委員会(Kaderbestätigungskommission)が作られ、それ以来われわれの学科における人事問題について大学の指導部が自立的に決定することが不可能になったことである。したがってPeter B.の雇用問題は決して特別のケースではなかったのである。研究科への受入れに対する党の側からの反対は学生A. B.やTh. K.の場合にもあり、Dr. H.の教授昇任に対しても異議が出されたのである。さらに加えて、1984年にはわれわれの学科のイデオロギー的な状況が物騒であると評価されて国家公安省によってわれわれの学科のために特別に責任を負うべき担当官が派遣された。この人物はしかし結局学科には直接は姿を見せなかった。これらすべてのことはなぜほかの場合にははっきりと実行された(-F. H.)同僚間の連帯行動がPeter B.の場合には機能せず、彼が会話の断絶と的確に表現したような状態に陥ったかを説明している。もちろん免罪はしないが。

彼との連帯行動を妨げた世代による行動様式における主観的な対立を越えて、それに関わっていたのは「特別の政治的な事件」に直面した指導部による学科にとっての結果として生じるのかもしれない損失の大小を計ることから生まれた姿勢である。すなわち、われわれの学科における内的な自由空間という現状を犠牲にするよりは、かれの行動の基礎となっている

政治的な差別についての Peter B. によって代表された学問的に正しい認識を犠牲にするほうがよいという姿勢である。当時この決定に責任のあった人々は、自ら振り返って見て学科にとって有益ではなかった「直立歩行という正しい姿勢の欠如」(Mangel an aufrechtem Gang) に対して Peter B. に正式に謝罪した。この欠如は学科の外部との連帯の可能性を断ち切ってしまう、結果として国民にたいする党と国家の指導部の対話に敵対する統制的な政策に対する自らの批判的な姿勢にもかかわらずこの国における社会的な抵抗運動との分離を維持させることになったのである。〔後略〕

やがて89年のあの変革へと結び付いて行く80年代の東ドイツの反体制的叙情詩をめぐる状況が垣間見えている。しかしその点にはここでは立ち入ることはできない。ただ、統一後、この報告でも名前が挙げられていた若い詩人の一人、Sascha Anderson に対して Stasi の情報提供者だったという嫌疑が出され、とくに Wolf Biermann によって激しい非難が浴びせられるという事件があったことを付け加えて置こう。そのことを含めて80年代の反体制的な若い詩人たちと DDR の国家および社会との緊張を孕んだ、そしてときに屈折した複雑さも見せる関係は別に詳しく論じられるべきテーマである。

大学の改革問題というここでの主題にとって重要なのは、このような自主的な改革の試み、その第一歩として避けて通ることのできない過去の政治的な紛争の歴史とその責任の所在の解明、被害者の名誉回復の真摯な試みが始まっていたことである。訳文では仮名を用いたが、原文ではすべて実名が挙げられている。意識的か否かは別としても客観的には Stasi による大学の人事への介入に協力した教員たちが名指しされ、その行動の問題性が明らかにされているのである。

また、何度も繰り返されたパターンとして、大学の研究者と DDR 政府との間の権力的な言論統制のための屈折した共犯関係というメカニズムそのものへの自己批判的総括が行われている点も重要である。学科の内部の教育・研究の自由を守るための行動が、同時に外部の社会の言論・表現活

動の自由を抑圧する体制への加担を意味してしまう、というこの仕組みは単に一大学の一学科の特殊事情にはとどまらない問題を孕んでいる。一部の人々の体制批判をも含む一定程度の知的活動の「自由」が、「社会的な特権」として、逆に一般の人々の「自由」の抑圧を前提としており、しかもそのことを特権的自由を与えられていた人々自身も多かれ少なかれ承知していたというこの問題は、大学の研究者たちだけではなく、ジャーナリストや文学者など、DDRにおける知識人一般にあてはまるものである。とくに、いわゆる反体制派のインテリたちの役割の評価に際して、この「共犯関係」の問題性を避けて通ることはできない。彼等は、その特権的自由の孕む抑圧構造の維持という社会的デメリットと、その特権を利用することによるその抑圧構造の変革のためのメリットとの「得失」を彼等なりに慎重に計りながら行動していた、あるいはそうせざるをえなかったのである。たとえばフォルカー・ブラウンはその屈折した状況を詩『封土』において反体制派の詩人の戯画的な自我像として見事に描いて見せている。したがってその評価はプラスおよびマイナスの両面を総括したうえで行わなければならない。反体制的活動のみによって肯定することができないのと同じように、その「共犯関係」によってただちに否定し去ることもできないのである。

そして、この報告では、体制に順応することによって体制批判的姿勢を守ろうとした教員たちには「直立歩行」の姿勢が欠けていたこと、それが「学科の外部との連帯の可能性を断ち切り」、「社会的な抵抗運動との分離を維持させる」というマイナスの「結果」をもたらしたと、自己批判的に総括しているのである。この「直立歩行」という言葉はあきらかにフォルカー・ブラウンの詩集『直立歩行のトレーニング』を意識している。それは、抑圧体制の強まりのなかで、その体制の改革に立ち上がることへの呼び掛けを中心モチーフとした詩集だったからである。

## II. 統一前の大学の自主改革

89年12月にモドロウ新首相の下で始まった「円卓会議」を経て90年に新しい全学評議会（Universitätskonzil）がはじめての自由選挙によって発足した。その構成には学生も含まれており、教授の割合は35%で、現行の旧西ドイツの大学大綱法における「研究、教育に関する事項について決定権を有する機関においては教授が絶対多数の表決権を有する」という規定（第38条第3項）とは異なっている。そして4月には神学科のフィンク（Heinrich Fink）教授が自由選挙によるはじめての学長として選ばれた。彼は89年秋の民主化運動の高まりの一つの重要な契機となった10月7日のDDR 建国40周年記念の日のベルリンのゲッセマネ教会での反政府集会への警察による弾圧事件で殴打され24時間逮捕拘留されたことがある。

この新しい大学の執行部体制のもとで、大学の自主的な改革が始まった。雑誌『シュピーゲル』とのインタビューで学長自身がのべていることなどによって、紹介すると、まずSEDとFDJの党指導部が大学での地位を失った。一般教育の導入や教育内容の変更が行われた。特に、マルクス・レーニン主義学科、体育学科、犯罪学科等が解体された。そして文明研究（Zivilisationsforschung）、平和および紛争研究、政治学などいくつかの新しい学科等が新設された。前述の文学科の「政治的紛争糾明委員会」の設置もこの新指導部のもとで行われたのである。そして、マルクス・レーニン主義学科の268名の教員たちのうち122名はそれらの新設学科に移籍した。残りの者は解雇されたかまたはより早い年金生活に入った。フィンク元学長によれば、1990年9月1日から1991年9月1日までの1年間で大学によって自主的に解雇された者の数は約2千名に上る、という。解雇された教員たちの中にはその後不当解雇の訴えを裁判所におこした者もいる。また、西側からの教員の採用も進められた。法学部では91年1月の段階で48名の旧西ドイツからの教授が教えている。ただしこれはすべて客員教授としてであった。

また、90年冬学期においてすでにドイツ文学科では西ベルリンの自由大

学との交流が始まっていた。フンボルト大学の教授の中には自由大学の客員教授資格を得ている者がいた。そして両方の大学の教員による合同授業の例が幾つか見られた。それぞれの大学の学生が互いに相手の大学で授業を受けることも可能になっていた。90年夏に、文学科の学科長を勤めていたある旧知の教授に会ったが、彼ははじめて自由選挙で選ばれた学科長だった。そして、前述の「紛争糾明委員会」の設置も含めて教授は新体制のもとでの改革の進み具合に自信を持っていて、フンボルト大学の将来について明るい見通しを語っていた。

### Ⅲ. 統一後の「清算」政策と大学の抵抗

ところが、91年夏会ったときその教授の様子は一変していた、深い落胆と失望を隠さなかった。その間に何があったか。

統一後間もない1990年12月18日、SPD 政権下のベルリン政府の決定により、経済、哲学、法学、歴史、および教育の社会科学系の5学科等の全員の解雇方針が決定された。その対象は教員855名、事務職員648名。その措置は〈Abwicklung〉と呼ばれた。この言葉は多くの人々にとって聞き慣れないものだった。中身は要するに行政権力による解体を通しての再編成である。「整理」とか「解体」とか訳すこともできるが、「整理」ではやや曖昧で、「解体」を意味する〈Auflösung〉と区別するためにここでは「清算」という日本語をあてることにする。

この一方的な解雇に対して、学長自らが申し立て人となって、12月29日付で大学がベルリン州政府を相手取って、清算不当を訴える訴訟をベルリン行政裁判所に提起した。

「ベルリン・フンボルト大学の名において、私は訴えを起こし、次の措置の破棄を申し立てます。

1. 統一条約第13条第3項に基づくベルリン・フンボルト大学の「転換」(Überführung) のための全ベルリン州政府の1990年12月18日および22日の決定、ただしこの決定によってベルリン・フンボルト大学の一部の諸施

設が「清算」される (abwickelt) 場合に限って。

2. ベルリン・フンボルト大学の学長に対して州政府のこの係争中の決定を実行するように命じたベルリン州科学研究庁の1990年12月18日および27日の通知。

#### 申し立て理由

[……] 州政府の係争中の決定並びに州科学研究庁の通知は法律に反し、また基本法並びにベルリン州法によって保証されているフンボルト大学の自治権を犯すものである。

ベルリン・フンボルト大学はこの訴えによって大学の改革という措置に敵対するものではない。反対に、係争中の諸決定が大学の自治権に介入することによって、大学の内部改革を、したがって効果的な改革全般を、たとえ不可能にはしていないとしても、妨害している、ということを主張するものである。

ベルリン・フンボルト大学の自治権の内容と範囲は1990年9月19日の「ベルリン州法の統一に関する法律」(「第一大綱法」)第9節A並びに1990年12月10日の「ベルリン州法の統一に関する第二法律」(「第二大綱法」)第2条2項から生じている。[……]

フィंक学長が91年2月20日の公判で行った次の陳述は、過去の経験の反省に基づいて、自主的な改革を求める大学の人々の考えをよく代弁しているように思える。

「1. 我々は清算 (ABWICKLUNG) に反対である。なぜならそれは改革という課題を大学の内から外へと移動させてしまうからである。清算の帰結として人事の決定権を有するのは国家ということになる。真の改革というのは常にただ改革されるべき施設が自らの責任で遂行するような改革のみである。

2. 解体によって意図されている改革は本質的には「人員の入れ替え」という方法によるものである。建物は——本質的には——この大学の過去40年にわたる特殊な経験と何の関係もない新しい人間によって満たされなけ

ればならないというのである。我々は——本質的には——現にいる人々による改革を欲している、なぜならこの大学はこの国における過去40年、正確には41年の経験を総括して生かすために寄与しなければならないと我々は考えるからである。もちろん現代の国際的な要請に応える水準を満たすような大学を欲している。しかし、決してまると新しい大学を創立することは欲していない。

3. 過去40年において大学がその機能を果たし得なかったという問題に対して取り組むような大学を我々は欲している故に、至るところで清算の特別の利点として賞賛されている点に、すなわち個々の場合の吟味を度外視することができるという点に、逆に特別の欠点を見るのである。もし大学がこの社会の自己反省のために、真の新しい始まりの成功のために寄与すべきだとすれば、その時には個人個人における過去との対決が行われなければならない、その時には過去における誤りについての入念な検討が必要である、その時には集団的および個人的な習慣となった態度を共同で見直すことが必要である。……

4. 我々は清算に反対である。なぜならそれはただでさえ極めて困難な状況にある大学をカオスへと突き落とすことになるからである。そのことはこの間科学研究庁も理解したように見える。来るべき夏学期はすべての分野において、つまり清算の対象となっていない分野においても、清算問題による大学の予想される困難の故に、学生の受入れを見合わせるように科学研究庁は我々に勧めている。清算が予定されている分野における新しい学生の登録ははやくとも1992年の夏学期とするよう勧めているのである。これによって科学研究庁はかなりの規模での教育活動の中断も止むをえないとしているのである。こんなことは1945年にさえなかったことである。

5. 我々は清算に驚愕している。なぜならそれはすべての原則に反しているからである。原則を信頼することの重要性を我々は以前のDDRの社会での体験から学ばなければならなかった。清算はそれと結び付いている実質的な保証という点で信用できないのである。現に存在している学生たち

にたいする勉学の保証という明確な義務に関してこのことがあてはまる。それは保証され得ないのである。専門分野の新設のために必要な手段を用意するという声明にこのことがあてはまる。これは現在の状況では保証されえないのである。清算の決定が効力を発揮したことによって清算予定の分野におけるポストは失われた。このことは内務省と財務省の代表者によって法廷にも提出されている書類においてきわめて明確にのべられた。他のすべてのことは財務状況を考えれば誰も保証できないただの約束に過ぎない。清算の決定は典型的な権力者の決定である。それは以前の DDR の市民がよく知っているものである。その決定の理由を内容的に明らかにすることさえ試みられなかった。もちろん当該の大学に対しその理由を説明することなどなかった。清算は個々の人間の運命を権力者の裁量に委ねる。そしてその点でもまたかつての DDR の社会の最も否定的な経験の正しさを証している、すなわち、結局ただ権力者の愛顧を求める媚びへつらいだけが存在するのである。

6. [……] 一步一步進まなければならないのである、教育活動をおこな  
いながら、大学の民主的に改革された体制の枠の中で内容上の吟味をおこ  
ないながら。

7. [……] フンボルト大学はその改革の課題を自分達の力だけではなし  
とげることにはできない、ということをよく自覚している。我々は既に述べたように、——当法廷に提出している文書においても——、外部の研究者を大規模に加える用意がある。旧西ドイツ地域からやってきて現在教壇に立っている人々の数も述べた。私は法学部を例にとって詳細に改革の過程を具体的に説明した。

改革はただ大学と国家機関、とくに所轄の州科学研究庁との間の信頼関係の基礎の上でしか成功しない、ということもまたよく自覚している。

[……] 我々を批判するひとが言うように、大学は自分で自分の髪の毛を引  
引張って沼から抜け出ようとしているのではない。しかし、改革にはさま  
ざまな援助が必要だが、大学はその改革を自らの責任で行おうと欲して



いるのである。

当法廷が本日の決定によって国家との相応しい率直な対話の基礎を作り出していただくことを、私は希望する。」

この頃新聞や雑誌でこの〈Adwicklung〉措置をめぐって、賛否両方のいろいろな記事が掲載された。例えば『シュピーゲル』のフィンク学長とのインタビュー記事（91年1月21日号）では編集部の名の下にインタビューアーは、自主改革が進んでいず、いつまでも旧 SED 体制を支えていた教授たちが居座っていると批判し、この措置を「やむをえない厳しさ」として容認している。また、大学の自治の侵害に関しては、「一時的に中断する」にすぎないと肯定している。

一方学生たちの反対運動も起こり、91年1月始めにはベルリンからライプチまでの約250キロメートルを一週間ほどかかって抗議のデモ行進が行われた。

こうした中で、91年2月20日の第一審は大学側の敗訴となった。しかし、91年6月10日の第二審判決では大学の自治権への州政府による不当な介入が認定されて逆に勝訴したのである。

ベルリン高等行政裁判所決定「主文」（抄）

「ベルリン行政裁判所の1991年2月20日の決定は変更される。

被申し立て人は、法律学、経済学、歴史、教育学の諸学部、哲学研究所、ゴーゼン情報及び会議センターに関する申し立て人をその訴えについての第一審の決定が下されるまで解体された（aufgelöst）ものとして取り扱ったり、また清算したりする（abwickeln）ことを禁止される。」

#### IV. 全教員の解雇と再公募

この勝訴の結果、解雇された教員たちは職場復帰を認められた。

これは、ある論者が述べたように、ベルリン州政府と大学側との和解、

そして新しい協力のための話し合いの契機となるべきものだった。しかし、州政府は一層の強行手段に出た。(Uwe Wesel: Geisterstunde In: Die Zeit, Nr. 25-14. 6. 1991) その判決後間もない6月27日、新しく政権を取っていたCDUのベルリン政府は「ベルリンの大学法の補足」という法律改正によって、勝訴によって復帰した教員たちを含めて、これまで解雇の対象にはなっていなかった他の学科のすべての教員たちに対して、全教員の解雇、再公募を決定したのである。文学科や演劇学科など比較的に体制批判的な立場の教員の多かった学科や、政治にはあまりコミットしてこなかった自然科学系の諸学科もふくめてすべての教授・助教授ポストはあらたに公募されることになったのである。そして、現にいる教授たちもすべて、その意思がある場合は、自分のポストに新たに応募しなければならなくなったのである。つまり、大学全体がいわば「清算」の対象となったのである。

この法律改正に対して、法案審議の時から大学で様々な議論があった。そして、7月6日付で「大学政治評議会 (Hochschulpolitischer Rat)」は受入れ止むなしの勧告を学長に対し行った。

「補足法のあらゆる欠陥 (特に、人事権が大学の管理委員会によってではなく、州知事によって直接執行されるということが定められていること) にも関わらず、フンボルト大学は民主的な改革への自らの努力をこの法律の枠内で続けるべきである、というのがわれわれの見解である。

もしもフンボルト大学がこの法律によって与えられた可能性を広く実現しなければ、機構および人事上の改変は州政府の考えのみに基づいて決定されるだろう。」

これに対し、7月16日、「学術評議会」は反対に、憲法裁判に提訴することを勧告した。

「1. フンボルト大学学術評議会は学長に対し、憲法訴訟を起こすことを委任する。その目的は補足法の個々の規定の合憲性を大学教員の権利の制限という観点で吟味させることである。

2. 憲法訴訟によってフンボルト大学学術評議会は機構および公募委員会のこれまでの活動にけっして疑義を挟むものではない。逆にこれらの委員会の仕事を是認し、その活動を強力にさらに進めることまたは始めることをお願いする。憲法訴訟によって特にただこれらの委員会との共同作業の中での各専門分野の評議会の諸権利をあきらかにしようとするものである。」

この憲法裁判提起の勧告に基づいて、カールスルーエの連邦憲法裁判所に提訴された。その判決は1992年3月の時点ではまだ出ていない。しかし事実としては、新しい公募が、91年夏にはすでに一部始まっていた。92年10月までにすべての公募と採用がおこなわれなければならないことになっている。この措置がフンボルト大学のひとびとにあたえた精神的ショックは大きかったように思える。旧東ドイツのSED 政権に批判的だった前述のドイツ文学科の教授の失望はその一例である。この公募にはもちろん形式的にはもとのフンボルト大学の教員たちも応募できる。しかし、新しい公募の結果にすでにあらわれているように、かれらにはチャンスが少ない、というのが大方の見方である。既に始まっている社会科学系の諸学科の第一次公募の状況は、新聞報道及びフィンク元学長によれば次の通りである。この第一次公募は、教授の給与ランクで言えば「C-3」および「C-4」と呼ばれるものに当たり、将来の各学科の中心となるべき最も地位の高い教授たちを採用するものだった。その選考方法は、旧西ドイツの方式に基づき、大学に設置された選考委員会が応募者の中から各ポストに3名ずつの候補者を選び、州文相に推薦し、その中から文相が1名を選ぶ、というものである。選考委員会の構成は、旧西ドイツの教員3名、フンボルト大学の教員3名、助手などの「中間層」および学生代表各1名の8名からなっている。旧西ドイツの教員は文相によって任命される。また、推薦された3名には選考委員会によって順位が付けられているが、文相はその順位に拘束されないで選ぶこともできる。

さて、その公募結果だが、92年3月初めまでに行われた新しい公募によ

る教授の採用数は全部で35名で、1つのポストに対しおよそ50～60名の応募があった。教育学科の場合を例にとれば、9名の教授ポストに応募者数は500名余りだった。そして、採用された35名の中で、フンボルト大学の元々の教員は1名のみである(教員学科)。その他に旧東ドイツ出身者が1名(歴史学科に旧東ドイツの科学アカデミーから)、残りすべては旧西ドイツからである(外国からは無し)。

この結果をどう評価するかは、さまざまであろう。第2次公募等を含めて、全部の採用結果が出たあとでなければ、明確なことはもちろん言えない。ただし、これまでのところ、公募前の予想どおり、元々のフンボルト大学または旧東ドイツの研究者にはほとんどチャンスがないことが事実として現れている。それが意味するのは、大学の名前と建物は同じだが、旧西ドイツの研究者による教員のほぼ完全な入れ替えによって、中身は別な大学となる、という事態が進行しつつあることである。

### おわりに)「集団的侮辱」

この措置は、「再編」というより、事実上の「解体」であり、大学の完全な作り替えを意味する。積極的なものも含めて、戦後のフンボルト大学の伝統の全否定である。あるいは、積極的な伝統などなかった、という見解の表明である。叙情詩と平和文学の研究で知られ、反対派として同僚の信望も厚く、西側でも評価の高い文学科のある女性教授は、私が87年秋から1年間留学したときに世話になった人だが、90年8月に会ったとき、新しい公募には応募しないつもりだ、と述べていた。自分たちが考えていたのはまったく違った方向で「改革」されつつある大学に、はたして自分の教育・研究の意義を見出せるか、疑問だと述べていた。

40年の東ドイツ時代の大学のすべての営みの否定に基づくこの措置は、まさに、「統一」という名の「吸収合併」の大学における一つの端的な現れである。フンボルト大学の人々の気持ちについて尋ねたとき、ある人が「集団的侮辱」(Kollektive Demütigung)の気分だと答えてくれた。

その言葉は皮肉にも大統領の記念演説の次の一節を思い起こさせた。

「こうして真実のための自由は最も大切な財産となった。それを人々はその決起を通して自らの勇気によって勝ち取ったのである。／西側の我々はそのような試練に会わずに済んだ。我々はただ我々の敬意を表することができるのみである。そして我々はその敬意を統一の過程で実証しなければならない。」

統一の日のヴァイツゼッカー大統領のあの美しい言葉にも関わらず、統一という名の下に「失敗した存在」を「成功した存在」が排除するという側面が様々な分野で現れている。そして、大学の解体・再編の分野における、反体制派による自主改革の試みをも押し潰す政策には、西側の「善」が東側の学問の一切を「悪」または無価値なものとして否定し去る傾向が見られる。それが現実の動きである。

「東独の人々」が「非常に困難な条件の下で」実現した「人間的に本質的なこと」とは何を意味したのか。「統一ドイツの本質」となるべきそれとは何なのか。もしそれが、ドイツ統一への直接の原動力の一つとなった89年秋に頂点に達した東ドイツの民主化運動を指したものだとするならば、その民主化運動を担った人々が今追い払われつつある。そのことは何を意味するのか、我々は注目しなければならないだろう。

#### 追記)

91年の年末になって、フィンク学長に対し、「Stasiの情報提供者」だったという嫌疑が州政府側から出された。学長は、この嫌疑が不当なものである旨の声明を出した。しかし、真偽不明のまま、92年1月に学長はフンボルト大学の多くの教員と学生から惜しまれつつ、その職を辞任せざるをえなくなった。統一後ドイツに吹き荒れている「Stasiのスパイ」問題が大学教育の中心人物にまで及んだのである。大学はその後、学長代理を選んだが、正式の学長はまだ選んでいない。92年3月初めのある午後、筆者は友人の紹介でそのフィンク元学長に会うことができ、大学の再編の状況

について、本文でも触れたように、いろいろと情報を得た。彼の Stasi との関係についての嫌疑についてはここでは詳しく立ち入ることはできないが、ひとことだけ触れると、「スパイ容疑は、事実に基づくものではなく、大学政策への反対者への州政府による政治的な攻撃の一例に過ぎない」とフィンク元学長は述べた。そして、その嫌疑を理由とした解雇に対し、処分不当を訴える訴訟を州労働省に提起しており、4月1日から裁判が始まる予定だということだった。そして、フンボルト大の人々のフィンク支持の立場は変わっていないように見える。大学本部の入り口には「我々はフィンクを支持する」という横断幕が掛かっていた。そして、州政府によって学長職だけではなく、教授職も奪われ、「無期限解雇」の処分をうけた元学長は、しかし大学の学長室でインタビューに応じてくれた。大学の人々の「好意」で彼は、今も大学に出入りすることができている、とのことだった。そしてまた、91年6月のベルリン州の大学法の「補足」による全員解雇と再公募という措置の不当を訴えた前述の憲法裁判について、審理に加わった当事者として、結果が近く出ること、そして勝訴の可能性もある、という見通しを述べていた。